



令和8年1月28日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月28日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用的停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（11営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	天白	5両×16日 1両×18日	岐阜	垂井	3両×26日 1両×28日
愛知	江南	6両×16日 1両×19日	三重	名張	5両×16日 1両×19日
愛知	中村	3両×20日	静岡	浜松東	11両×10日
愛知	半田	3両×20日	静岡	三島	3両×20日
岐阜	大垣	3両×20日	静岡	清水	3両×20日
岐阜	土岐	3両×20日			

3. 処分日

令和8年1月28日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038